

決 定 書

異議申出人 (住所省略)
(氏名省略)
同代理人 (住所省略)
(氏名省略)

上記異議申出人（以下「申出人」という。）から令和3年6月10日付けをもって提起された同年6月6日執行の白子町議会議員補欠選挙（以下「本件選挙」という。）における当選の効力に関する異議の申出（以下「本件異議申出」という。）について、白子町選挙管理委員会（以下「当委員会」という。）は、次のとおり決定する。

主 文

本件異議申出を棄却する。

本件異議申出の要旨

1 本件異議申出の趣旨

申出人は、本件選挙における当選人梅澤哲夫（以下「梅澤候補」という。）の当選を無効とし、次点である大塚貴充（以下「大塚候補」という。）を当選人とするとの決定を求めるというものである。

2 本件異議申出の理由

- (1) 本件選挙においては、梅澤候補が3,197票を得て当選し、大塚候補は、3,196票で次点となった。その票差は1票であった。なお、同日には、白子町長選挙が実施された。
- (2) 当委員会の発表によると、本件選挙の無効投票数が215票であった。当選者と次点者の票差（1票）に比して、これだけ多くの票が無効票として取り扱われることは異常と言わざるを得ない。
- (3) 公職選挙法（昭和25年法律第100号）（以下「法」という。）は投票の効力について以下の通りを定める。

(開票の場合の投票の効力の決定)

第六十七条 投票の効力は、開票立会人の意見を聴き、開票管理者が決定しなければならない。その決定に当つては、第六十八条の規定に反しない限りにおいて、その投票した選挙人の意思が明白であれば、その投票を有効とするようにしなければならない。

(無効投票)

第六十八条 衆議院（比例代表選出）議員又は参議院（比例代表選出）議員の選挙以外の選挙の投票については、次の各号のいずれかに該当するものは、無効とする。

一 所定の用紙を用いないもの

二 公職の候補者でない者又は第八十六条の八第一項、第八十七条第一項若しくは第二項、第八十七条の二、第八十八条、第二百五十一条の二若しくは第二百五十一条の三の規定により公職の候補者となることができない者の氏名を記載したもの

三 第八十六条第一項若しくは第八項の規定による届出をした政党その他の政治団体で同条第一項各号のいずれにも該当していなかつたものの当該届出に係る候補者、同条第九項後段の規定による届出に係る候補者又は第八十七条第三項の規定に違反してされた届出に係る候補者の氏名を記載したもの

四 一投票中に二人以上の公職の候補者の氏名を記載したもの

五 被選挙権のない公職の候補者の氏名を記載したもの

六 公職の候補者の氏名のほか、他事を記載したもの。ただし、職業、身分、住所又は敬称の類を記入したものは、この限りでない。

七 公職の候補者の氏名を自書しないもの

八 公職の候補者の何人を記載したかを確認し難いもの

(4) 本件選挙の他に白子町長選挙が同時に実施されていたため、有権者は複数の投票用紙を順次記入する必要に迫られており、誤記を誘発する可能性が非常に高かった。

(5) 選挙人は常に必ずしも平常から候補者たるべき者の氏名を記憶しているわけではなく、選挙に際して候補者氏名の掲示、ポスター、新聞紙、演説会等を通じてその氏名をはじめて記憶する者も多く、その場合に氏名を誤って記憶し、或は二人の候補者氏名を混同して一人の候補者の氏名として記憶することのある場合も十分に想像し得る。

(6) 以上の点について、最高裁判所昭和32年9月20日第二小法廷判決では、

「投票を二人の候補者氏名を混記したものとして無効とすべき場合は、いずれの候補者氏名を記載したか全く判断し難い場合に限るべきであつて、そうでない場合は、法第六十八条第五号第七号に該当する無効のものではない限り、いずれか一方の氏名にもつとも近い記載のものはこれをその候補者に対する投票と認め、合致しない記載はこれを誤つた記憶によるものか、または単なる誤記になるものと解するを相当とすべきである。」と判示している。

さらに、誤記か混記か不明な場合にはその投票を無効とするよりほかはないという見解は、わが国の文字の複雑性からして、いたずらに無効投票を多くもって法第六十七条後段の精神にそわない結果を招来するとも判示している。

- (7) 当委員会の発表により無効投票とされた215票のうち白紙投票を除いた票については、前記法律及び判例に照らし、有効となるべき票が含まれている可能性がある。
- (8) さらに、両候補の有効票の中に無効とされるべき票が混入していないかの検証も必要である。
- (9) 以上のとおり、疑問票及び無効票の有効無効を改めて判断することなどにより、当選の効力に影響を与える可能性が高いため、本異議申出に及んだものである。

決定の理由

当委員会は、令和3年6月10日に本件異議申出書を受領したが、形式的要件を備えていなかったため、同年6月14日に補正命令をした。同年6月16日に補正された本件異議申出書を受領し、本件異議申出書が形式的な要件を備えた適法なものとして認め、同年6月17日にこれを受理した。

当委員会は、同年6月30日に、梅澤候補、大塚候補その他関係人の立会いのもと、投票用紙保存袋の梱包及び封印に異常のないことを確認した上で、本件選挙における全投票の再点検調査（以下「本件再点検調査」という。）を実施し、本件異議申出に対する審理を慎重に実施した。

審理の結果は、次のとおりである。

1 本件再点検調査における投票の効力判定について

(1) 本件再点検調査の実施について

本件再点検調査の対象となる投票が行われた本件選挙は、選挙すべき議員の数1人に対し2人が立候補し、令和3年6月6日、開票の結果、白子町選挙会（以下「町選挙会」という。）は、梅澤候補の得票数を3,197票、申出人の得票数を3,196票とし、梅澤候補を当選人とした。

本件再点検調査を実施するに当たり、当委員会は、梅澤候補及び大塚候補の双方から、それぞれ2名の立会いを認めた上で、これを実施した。

当該候補者2名の有効投票及び無効投票を調査した結果、立会人から指摘された投票は88票であり、別記1から別記3まで示したとおりである。

なお、別記1は梅澤候補の有効投票の中から、別記2は大塚候補の有効投票の中から、別記3は無効投票の中から摘出したものである。

また、再計数については、調査対象の票全てにおいて、票数に誤りは認められなかった。

2 投票の効力判定における考え方について

別記1から別記3までの投票の効力の判断に当たっては、次の法律の規定及び判決に示された考え方に従った。

- (1) 法第67条後段の「第68条の規定に反しない限りにおいて、その投票した選挙人の意思が明白であれば、その投票を有効とするようにしなければならない。」との規定
- (2) 「候補者制度を採る選挙においては、選挙人は候補者に投票する意思をもって投票に記載したものと推定するべきであるから、投票の記載が候補者氏名と一致しない投票であつても、その記載が候補者氏名の誤記と認められる限りは当該候補者に対する投票と認めるべき」とする最高裁昭和31年2月3日判決
- (3) 「投票を二人の候補者氏名を混記したものとして無効とすべき場合は、いずれの候補者氏名を記載したか全く判断し難い場合に限るべきであつて、そうでない場合は（中略）いずれか一方の氏名にもつとも近い記載のものはこれをその候補者に対する投票と認め、合致しない記載はこれを誤つた記憶によるものか、または単なる誤記になるものと解するを相当とすべきである。」とする最高裁昭和32年9月20日判決
- (4) 「他事記載とは、符号、暗号等これによりその投票をした選挙人の何人であるかを推知させる意識的記載であつて、しかもこれが明白な場合を指すものというべく、単に、氏名の誤記、書き損じ、余り字、これらの抹消、不完

全な記載、誤つて不用意に、あるいは、習慣性のものとして無意識的に記載された句読点等はいずれも意識的なものとは認められないから、右の他事記載には当たらないものと解するのが相当である。」とする仙台高裁昭和63年6月30日判決

3 別記1から別記3までの投票の効力について（町選挙会と異なる判定）

前記2の考え方に従い、当委員会が別記1から別記3までの投票について効力判定を行ったところ、88票中、2票について町選挙会の決定と異なる判定となった。

(1) 別記1-46

この投票は、投票用紙の指定欄に「うめざわ」と明確に記載されているので梅澤候補に投票されたものであることに疑いはないが、指定欄外の左下部に「^{梅澤}」と記載されていることが明らかである。法第68条第6号には、「公職の候補者の氏名のほか、他事を記載したもの。ただし、職業、身分、住所又は敬称の類を記入したものは、この限りでない。」と定められている。町選挙会では有効投票と判定しているが、当委員会はこれを有意の他事記載と認め、無効投票と解するのが相当である。

(2) 別記2-16

この投票は、投票用紙の指定欄に「大塚たかみつ」と明確に記載されているので大塚候補に投票されたものであることに疑いはないが、指定欄の右下部に「(新しい風)」と記載されていることが明らかである。法第68条第6号には、「公職の候補者の氏名のほか、他事を記載したもの。ただし、職業、身分、住所又は敬称の類を記入したものは、この限りでない。」と定められている。町選挙会では有効投票と判定しているが、当委員会はこれを有意の他事記載と認め、無効投票と解するのが相当である。

4 別記1から別記3までの投票の効力について（町選挙会と同じ判定）

前記3以外の86票については町選挙会の判断どおりである。

(1) 別記1-1

この投票は、「うめ●●」と記載されている。（以下不明瞭な記載「●」。）不明瞭な記載はあるものの、記載全体から判断して梅澤候補の氏を記載したものと判読できる。また、氏のみを記載した投票も有効と認められ、梅澤候補以外に類似する氏の候補者はいない。よって、梅澤候補の有効投票と認める。

(2) 別記1-2

この投票は、「うめ●わ」と記載されている。不明瞭な記載はあるものの、記載全体から判断して梅澤候補の氏を記載したものと判読できる。また、氏のみを記載した投票も有効と認められ、梅澤候補以外に類似する氏の候補者はいない。よって、梅澤候補の有効投票と認める。

(3) 別記1-3

この投票は、稚拙な文字であるが、2文字目までは「うめ」、4文字目は「わ」と判読でき、3文字目は不明瞭であるが、記載全体から判断して梅澤候補の氏を記載したものと判読できる。また、氏のみを記載した投票も有効と認められ、梅澤候補以外に類似する氏の候補者はいない。よって、梅澤候補の有効投票と認める。

(4) 別記1-4

この投票は、「う●ざわ」と記載されている。不明瞭な記載はあるものの、記載全体から判断して梅澤候補の氏を記載したものと判読できる。また、氏のみを記載した投票も有効と認められ、梅澤候補以外に類似する氏の候補者はいない。よって、梅澤候補の有効投票と認める。

(5) 別記1-5

この投票は、稚拙な文字であるが、3文字目までは「うめさ」と判読でき、4文字目は不明瞭であるが、記載全体から判断して梅澤候補の氏を記載したものと判読できる。また、氏のみを記載した投票も有効と認められ、梅澤候補以外に類似する氏の候補者はいない。よって、梅澤候補の有効投票と認める。

(6) 別記1-6

この投票は、稚拙な文字であるが、1文字目は「う」と判読でき、不明瞭な記載はあるものの、記載全体から判断して梅澤候補の氏を記載したものと判読できる。また、氏のみを記載した投票も有効と認められ、梅澤候補以外に類似する氏の候補者はいない。よって、梅澤候補の有効投票と認める。

(7) 別記1-7

この投票は、「う●ざわ哲夫」と記載されている。2文字目は2重記載されており、不明瞭であるが、記載全体から判断して梅澤候補の氏名を記載したものと判読できる。よって、梅澤候補の有効投票と認める。

(8) 別記1-8

この投票は、「うめざ●てつお」と記載されている。4文字目に「れ」

を記載後、誤記に気付き「わ」と書き改めたものと認められる。よって、梅澤候補の有効投票と認める。

(9) 別記1-9

この投票は、2文字目を書き直し、「うめざわてつお」と記載されている。書き損じを抹消して候補者氏名を記載したものは、有意の他事記載ではない。よって、梅澤候補の有効投票と認める。

(10) 別記1-10

この投票は、梅澤候補の氏を漢字で書こうとし、書き直し、「うめざわてつお」と記載されている。書き損じを抹消して候補者氏名を記載したものは、有意の他事記載ではない。よって、梅澤候補の有効投票と認める。

(11) 別記1-11

この投票は、1文字目を書き直し、「うめざわ哲夫」と記載されている。書き損じを抹消して候補者氏名を記載したものは、有意の他事記載ではない。よって、梅澤候補の有効投票と認める。

(12) 別記1-12

この投票は、1文字目「梅」、2文字目から3文字目「うめ」4文字目「●」を記載後、書き損じを抹消し、「うめざわてつを」と記載されている。「を」は発音が同じ「お」の歴史的仮名遣いを記載してしまったものと認められる。よって、梅澤候補の有効投票と認める。

(13) 別記1-13

この投票は、3文字目を誤記に気付き書き改めたものと認められる。塗り潰しは、有意の他事記載ではない。訂正後の文字は、「うめざわ」と記載されており、また、氏のみを記載した投票も有効と認められ、梅澤候補以外に類似する氏の候補者はいない。よって、梅澤候補の有効投票と認める。

(14) 別記1-14から1-15

これらの投票は、1文字目を誤記に気付き書き改めたものと認められる。塗り潰しは、有意の他事記載ではない。訂正後の文字は、「うめざわ」と記載されており、また、氏のみを記載した投票も有効と認められ、梅澤候補以外に類似する氏の候補者はいない。よって、梅澤候補の有効投票と認める。

(15) 別記1-16

この投票は、1文字目「梅」、2文字目のさんずいまで記載後、書き

改めたものと認められる。塗り潰しは、有意の他事記載ではない。訂正後の文字は、「うめざわ哲夫」と記載されている。よって、梅澤候補の有効投票と認める。

(16) 別記1-17から1-18

これらの投票は、いったん他の者の氏名を記載したものを、その後、意思を翻してこれを抹消し、「うめざわ哲夫」と記載したものと認められ、梅澤候補の有効投票と認める。

(17) 別記1-19

この投票は、梅澤候補の氏名が2重記載されている。同一候補者の氏名を2重記載した投票は無効ではない。よって、梅澤候補の有効投票と認める。

(18) 別記1-20

この投票は、「うめざわてつお」の「わ」の右下に点が記載されている。「単に誤って不用意に、あるいは、習慣性のものとして無意識的に記載された句読点等はいずれも意識的なものとは認められないから、他事記載にはあたらないものと解するのが相当である。」(仙台高裁昭和63年6月30日判決参照)。当該記載は、習慣的に無意識的に記載された句読点等と認められる。よって、梅澤候補の有効投票と認める。

(19) 別記1-21

この投票は、「う」と記載された右に線が記載されている。「単に誤って不用意に、あるいは、習慣性のものとして無意識的に記載された句読点等はいずれも意識的なものとは認められないから、他事記載にはあたらないものと解するのが相当である。」とされている。当該記載は、単に誤って不用意に記載された線と認められる。よって、梅澤候補の有効投票と認める。

(20) 別記1-22

この投票は、指定欄外の「○注意」と印刷された「○」の部分に線が記載されている。「単に誤って不用意に、あるいは、習慣性のものとして無意識的に記載された句読点等はいずれも意識的なものとは認められないから、他事記載にはあたらないものと解するのが相当である。」とされている。当該記載は、単に誤って不用意に記載された線と認められる。よって、梅澤候補の有効投票と認める。

(21) 別記1-23

この投票は、「う」と記載された左下に線が記載されている。「単に誤

って不用意に、あるいは、習慣性のものとして無意識的に記載された句読点等はいずれも意識的なものとは認められないから、他事記載にはあたらないものと解するのが相当である。」とされている。当該記載は、「う」と記載しようとして、単に誤って途切れて記載された線と認められる。また、投票用紙の指定欄外に記載している投票も有効と認められる。よって、梅澤候補の有効投票と認める。

(22) 別記1-24

この投票は、指定欄外の「候補者氏名」と印刷された「補^ほ」の部分に線が記載されている。「単に誤って不用意に、あるいは、習慣性のものとして無意識的に記載された句読点等はいずれも意識的なものとは認められないから、他事記載にはあたらないものと解するのが相当である。」とされている。当該記載は、単に誤って不用意に記載された線と認められる。よって、梅澤候補の有効投票と認める。

(23) 別記1-25

この投票は、「う」と記載された右に2本線が記載されている。また、「ツ」と記載された右に線が記載されている。「単に誤って不用意に、あるいは、習慣性のものとして無意識的に記載された句読点等はいずれも意識的なものとは認められないから、他事記載にはあたらないものと解するのが相当である。」とされている。当該記載は、単に誤って不用意に記載された線と認められる。また、この投票は、「うめわてツお」と記載されている。梅澤候補の氏「うめざわ」を記載しようとして、「ざ」の1字を誤脱、また、「つ」を仮名で「ツ」と記載している。仮名、平仮名の混用は有効と認められ、記載全体から判断して梅澤候補の氏名を記載したものと判読できる。よって、梅澤候補の有効投票と認める。

(24) 別記1-26

この投票は、「うめざわ^{てつお}哲夫さん」と記載され、名の横に振り仮名が記載されている。また、氏名のあとに「さん」が記載されている。振り仮名については、他事記載とは認められない、また、「さん」は敬称であり、敬称についても他事記載とは認められない。よって、梅澤候補の有効投票と認める。

(25) 別記1-27

この投票は、「うめざわ哲夫氏」と記載され、氏名のあとに「氏」が記載されている。「氏」は敬称であり、敬称については他事記載とは認められない。よって、梅澤候補の有効投票と認める。

(26) 別記1-28から1-31

これらの投票は、投票用紙を逆に使用して、「うめざわ哲夫」と記載されている。「投票用紙を逆に使用して候補者氏名を記載した投票も、それに記載された候補者の得票と解すべきこと」とされている（仙台高裁昭和23年9月13日判決参照）ことから、梅澤候補の有効投票と認める。

(27) 別記1-32

この投票は、投票用紙を逆に使用して、「うめざわ哲夫」と記載されている。「投票用紙を逆に使用して候補者氏名を記載した投票も、それに記載された候補者の得票と解すべきこと」とされている。また、4文字目を誤記に気付き書き改めたものと認められる。塗り潰しは、有意の他事記載ではない。よって梅澤候補の有効投票と認める。

(28) 別記1-33から1-34

これらの投票は、投票用紙を逆に使用して、「うめざわ」と記載されている。「投票用紙を逆に使用して候補者氏名を記載した投票も、それに記載された候補者の得票と解すべきこと」とされている。また、氏のみを記載した投票も有効と認められ、梅澤候補以外に類似する氏の候補者はいない。よって、梅澤候補の有効投票と認める。

(29) 別記1-35

この投票は、投票用紙を逆に使用して、「うメザわ」と記載されている。「投票用紙を逆に使用して候補者氏名を記載した投票も、それに記載された候補者の得票と解すべきこと」とされている。また、仮名・平仮名を混用し、氏のみを記載した投票も有効と認められ、梅澤候補以外に類似する氏の候補者はいないことから、梅澤候補の有効投票と認める。

(30) 別記1-36から1-37

これらの投票は、投票用紙を横に使用して「うめざわてつお」、「うめざわ哲夫」と記載している。投票用紙の用い方の正常でない投票ではあるが、投票の秘密を侵すような特別な意図は認められないことから、梅澤候補の有効投票と認める。

(31) 別記1-38

この投票は、「無所属うめざわ哲夫」と記載されている。所属党派は身分の類であり、身分の類は他事記載とは認められない（法第68条第1項第6号ただし書き）。よって梅澤候補の有効投票と認める。

(32) 別記1-39

この投票は、名の横に振り仮名が記載されている。振り仮名については他事記載とは認められない。また、投票用紙の指定欄外に記載している投票も有効と認められる。よって、梅澤候補の有効投票と認める。

(33) 別記1-40

この投票は、「うめ」と記載されている。梅澤候補の氏の一部を記載し、候補者の氏名と違った文字は記載していない。よって、梅澤候補の有効投票と認める。

(34) 別記1-41

この投票は、「哲夫」と記載されている。名のみを記載した投票も有効と認められ、梅澤候補以外に「哲夫」という名の候補者は存在しないことから、梅澤候補の有効投票と認める。

(35) 別記1-42から1-43

これらの投票は、「うめざわとしお」と記載されている。梅澤候補以外に類似する氏名の候補者は存在しないことから、「としお」は「てつお」の誤記と認め、梅澤候補の有効投票と認める。

(36) 別記1-44

この投票は、「うめざわてつや」と記載されている。梅澤候補以外に類似する氏名の候補者は存在しないことから、「てつや」は「てつお」の誤記と認め、梅澤候補の有効投票と認める。

(37) 別記1-45

この投票は、「うめみやてつお」と記載されている。梅澤候補以外に類似する氏名の候補者は存在しないことから、「うめみや」は「うめざわ」の誤記と認め、梅澤候補の有効投票と認める。

(38) 別記2-1から2-2

これらの投票は、氏の横に振り仮名が記載されている。振り仮名については他事記載とは認められない。よって、大塚候補の有効投票と認める。

(39) 別記2-3

この投票は、「大塚たかひろ」と記載されている。大塚候補以外に類似する氏名の候補者は存在しないことから、「たかひろ」は「たかみつ」の誤記と認め、大塚候補の有効投票と認める。

(40) 別記2-4から2-5

これらの投票は、「おおつかたかみち」、「大塚たかみち」と記載され

ている。大塚候補以外に類似する氏名の候補者は存在しないことから、「たかみち」は「たかみつ」の誤記と認め、大塚候補の有効投票と認める。

(41) 別記2-6

この投票は、「おおすかたかみつ」と記載されている。大塚候補以外に類似する氏名の候補者は存在しないことから、「おおすか」は「おおつか」の誤記と認め、大塚候補の有効投票と認める。

(42) 別記2-7

この投票は、「おお●か」と記載されている。不明瞭な記載はあるものの、記載全体から判断して明らかに大塚候補の氏を記載したものと判読できる。また、氏のみを記載した投票も有効と認められ、大塚候補以外に類似する氏の候補者は存在しないことから、「おお●か」は「おおつか」の誤記と認め、大塚候補の有効投票と認める。

(43) 別記2-8から2-9

これらの投票は、「大塚たかみつさん」、「大塚たかみつさま」と記載され、氏名のあとに「さん」、「さま」が記載されている。「さん」、「さま」は敬称であり、敬称については他事記載とは認められない。よって、大塚候補の有効投票と認める。

(44) 別記2-10

この投票は、「おおつかたかよし」と記載されている。大塚候補以外に類似する氏名の候補者は存在しないことから、「たかよし」は「たかみつ」の誤記と認め、大塚候補の有効投票と認める。

(45) 別記2-11

この投票は、「大塚かよみつ」と記載されている。大塚候補以外に類似する氏名の候補者は存在しないことから、「かよみつ」は「たかみつ」の誤記と認め、大塚候補の有効投票と認める。

(46) 別記2-12

この投票は、「大家たかみし」と記載されている。大塚候補以外に類似する氏名の候補者は存在しないことから、「大家」は「大塚」の誤記、「たかみし」は「たかみつ」の誤記と認め、大塚候補の有効投票と認める。

(47) 別記2-13

この投票は、「おおた●みつ」と記載されている。大塚候補の「おおつか」のうち2文字が不完全、「た●みつ」の2文字目に不明瞭な記載

はあるものの、記載全体から判断して明らかに大塚候補の氏名を記載したものと判読できる。よって、大塚候補の有効投票と認める。

(48) 別記2-14

この投票は、「大多和たかみつ」と記載されている。大塚候補以外に類似する氏名の候補者は存在しないことから、「大多和」は「大塚」の誤記と認め、大塚候補の有効投票と認める。

(49) 別記2-15

この投票は、「大塚（おおつか）」と記載されている。「大塚」のあとに括弧が付された振り仮名が記載されている。氏のみを記載した投票も有効と認められ、大塚候補以外に類似する氏名の候補者は存在しない。また、振り仮名に付された括弧は振り仮名であることを示すためのもので有意の他事記載にあたらぬものと認められる。よって、大塚候補の有効投票と認める。

(50) 別記3-1から3-4

これらの投票は、「うめざわとみお」と記載されている。梅沢富美男は、全国的な著名人であって、「うめざわてつお」の氏名に似ているが、候補者でない全国的な著名人の氏名を記載したものと認められる。よって候補者でない者の氏名を記載した投票とし、無効投票と認める。

(51) 別記3-5から3-7

これらの投票は、「大塚哲夫」、「大塚てつお」と記載されている。大塚候補の氏「大塚」と梅澤候補の名「哲夫」、「てつお」とを記載した混記は、候補者の誰を書いたのか確認し難い投票と認められる。よって、無効投票と認める。

(52) 別記3-8

この投票は、「おつかてつお」と記載されている。大塚候補の「おおつか」を記載しようとして、「お」の1字を誤脱したものと認められる。また、大塚候補の氏「おつか」と梅澤候補の名「てつお」とを記載した混記は、候補者の誰を書いたのか確認し難い投票と認められる。よって、無効投票と認める。

(53) 別記3-9

この投票は、「うめざわとしろう」と記載されている。梅澤候補の氏と一致するものの、名が違っており、それをたやすく混同され、誤記したものと解することはできない。候補者の誰を書いたのか確認しがたい投票と認められる。よって、無効投票と認める。

(54) 別記3-10

この投票は、「梅澤和芳」と記載されている。梅澤候補の氏「梅澤」と本件選挙と同時に執行された町長選挙の石井和芳候補の名「和芳」とを記載した混記であるが、それをたやすく混同され、誤記したものと解することはできない。候補者の誰を書いたのか確認し難い投票と認められる。よって、無効投票と認める。

(55) 別記3-11

この投票は、「おおたわ」と記載されている。大塚候補の氏の一部と一致するものの、「たわ」の関係のない文字が記載されている。それをたやすく混同され、誤記したものと解することはできない。候補者の誰を記載したか不明と認められる。よって無効投票と認める。

(56) 別記3-12

この投票は、「大多和」と漢字で明瞭に記載されている。大塚候補の氏の一部と一致するものの、「多和」の関係のない文字が記載されている。それをたやすく混同され、誤記したものと解することはできない。候補者の誰を記載したか不明と認められる。よって無効投票と認める。

(57) 別記3-13

この投票は、「梅●」と記載されている。梅澤候補の氏の一部と一致するものの、2文字目が不明瞭であり、それをたやすく混同され、誤記したものと解することはできない。候補者の誰を記載したか不明と認められる。よって無効投票と認める。

(58) 別記3-14

この投票は、「大家き●す」と記載されている。大塚候補の氏の一部と一致するものの、それをたやすく混同され、誤記したものと解することはできない。候補者の誰を記載したか不明と認められる。よって無効投票と認める。

(59) 別記3-15

この投票は、「大塚」の上に「ニート」、下に「？」が記載されている。「ニート」、「？」は有事の他事記載である。よって無効投票と認める。

(60) 別記3-16

この投票は、「無名」と記載されている。この投票は、法第68条第1項各号に列挙されたものではないが、候補者に帰属し得るとは認められない。よって、単に雑事を記載したものとして、無効投票と認める。

(61) 別記3-17

この投票は、法第68条第1項各号に列挙されたものではないが、候補者に帰属し得るとは認められない。よって、単に雑事を記載したものとして、無効投票と認める。

(62) 別記3-18から3-26

これらの投票は、「○」、「×」、「×○」が記載されている。これらの投票は、法第68条第1項各号に列挙されたものではないが、候補者に帰属し得るとは認められない。よって、単に記号、符号を記載したものとして、無効投票と認める。

5 結論

この結果、梅澤候補の得票数は、3,196票となり、大塚候補の得票数は、3,195票となる。

無効投票とされた215票のうち白紙投票を除いた票については、有効となるべき票が含まれていなかった。また、両候補の有効投票の中に1票ずつ無効投票が含まれていたが、上記結果となり、当選の効力に影響を与えることはなく、当選人梅澤哲夫の当選を無効とし、次点である大塚貴充を当選人とするとの決定を求める申出人の主張には理由がない。

以上のことから、法第216条第1項において準用する行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第2項の規定により、主文のとおり決定する。

令和3年7月13日

白子町選挙管理委員会
委員長 河野 稔

教 示

この決定に不服のある者は、この決定書の交付を受けた日又は法第215条の規定による告示の日から21日以内に、文書で千葉県選挙管理委員会に審査を申し立てることができる。